

労働保険事務組合とは

労働保険事務組合は、事業主が行うべき労働保険の事務手続き（下記参照）を事業主の方に代わって行う厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主等の団体です。

長崎県内では、1万3千件超の事業所が労働保険事務組合に事務手続きを委託して労働保険に加入しています。

年度	適用事業場数	個別事業場数	委託事業場数	委託率
令和3年度末	37,886件	24,186件	13,700件	36.2%

◆ 委託できる事業主は・・・

常時使用する労働者が

- 金融・保険・不動産・小売業にあつては、50人以下の事業主
- 卸売業・サービス業にあつては、100人以下の事業主
- その他の事業にあつては、300人以下の事業主

◆ 事業主に代わって行う事務は・・・

- 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付に関する事務
- 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等の提出等に関する事務
- 労災保険の特別加入申請、変更、脱退申請等に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- その他労働保険の適用徴収に係る申請、届出、報告等に関する事務
- 一般拠出金などの申告及び納付に関する事務

(注) なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の給付に関する請求、各種助成金に関する申請等の事務は除かれます。

◆ 事務委託された事業主のメリットは・・・

- 労働保険事務組合が労働保険料等の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- 労働保険料の額にかかわらず、年3回に分けて納付することができます。
- 労災保険に加入することができない事業主や家族従事者など「労働者」でない方にも労災保険に特別加入することができます。

◆ 事務委託手数料は・・・

- 委託手数料は、各労働保険事務組合の規約で定められています。詳しくは労働保険事務組合にお尋ね下さい。

◆ 県内の労働保険事務組合は・・・

- 別添の「労働保険事務組合名簿」をご参照下さい。

※ 労働保険事務組合に関する問合せ先

長崎労働局総務部労働保険徴収室 電話番号：095-801-0025
最寄りのハローワーク又は労働基準監督署